

# 会計基準Digest

## 会計基準を巡る動向 2015年2月号

会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



### 1. 日本基準

#### ■ 法令等の改正

(1) 「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令(案)」等の公表(平成27年2月4日 金融庁)

これらの改正府令案等は、「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行等に伴い、金融庁関係内閣府令等について、所要の規定の整備を行ったものである。



本改正府令案の施行期日は平成27年5月1日とされている。コメントの締切りは平成27年3月6日である。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2014年6月30日公表)

(2) 平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表(平成27年2月13日 金融庁)

これらの改正政令・府令案は、平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令等の改正を行うものである。



これらの改正府令・政令案の施行期日は平成27年5月が予定されている。コメントの締切りは平成27年3月16日である。

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA))

#### 【最終基準】

該当なし

#### 【公開草案】

該当なし

#### ■ INFORMATION

(1) 「平成26年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について」の公表(平成27年2月10日 金融庁)

金融庁は、平成26年度の有価証券報告書レビューの中で、法令改正関係審査について、留意すべき事項を取りまとめて公表した。

#### 【概要】

平成26年3月31日を決算日とする有価証券報告書提出会社(2,782社)のうち、退職給付制度を採用している連結財務諸表(日本基準)の作成会社(2,245社)に、退職給付に関する記載内容についての「調査票」の提出を求め、審査を実施した。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、記載すべき事項が記載されていない事例が確認された。

(2) 「平成25年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果について」の公表(平成27年2月10日 金融庁)

金融庁は、平成25年度の有価証券報告書レビューの中で、重点テーマ審査及び情報等活用審査の実施結果を取りまとめて公表した。

#### 【概要】

平成25年3月31日から平成26年3月30日までを決算日とする有価証券報告書の提出会社(4,025社)のうち、重点テーマに着目して抽出した会社(324社)に対して、重点テーマ審査及び情報等活用審査を実施した。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、昨年度に引き続き、一部の会社において、企業結合や減損損失に関する不明瞭な記載等が確認された。

### (3) 「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」の公表(平成27年2月24日 東京証券取引所)

**本上場制度の整備案**は、今後策定されるコーポレートガバナンス・コード(以下「コード」という)の適用に向けた所要の制度整備のほか、独立社外取締役の独立性に関する情報開示についての見直しを行ったものである。

#### 【主な内容】

- 市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQの上場会社がコードを実施しない場合に、その理由を説明することを、企業行動規範の「遵守すべき事項」に規定する。
- マザーズ・JASDAQの上場会社は、コードのうち「基本原則」部分を実施しない場合にその理由を説明する。「原則」及び「補充原則」部分を実施しない場合の理由説明は不要である。
- 「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載するほか、「コードを実施するために行う開示」についても、本報告書に別途、欄を新設して記載する。
- 上場会社は、定時株主総会后、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとされるが、平成27年6月以後最初に開催する定時株主総会については、準備ができ次第すみやかに、遅くともその6ヶ月後までに、提出する。
- 上場会社が独立役員を指定する場合は、その独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示する。



本上場制度の整備案は、平成27年6月1日を目途に実施予定である。コメントの締切りは平成27年3月26日である。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2015年2月27日公表)

### (4) 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正並びに当該改正に関連する品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の一部改正の公開草案の公表(平成27年2月26日 JICPA)

**本公開草案**は、①平成26年6月に公布された改正会社法への対応、②改正された独立性に関する指針への対応、③監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務の明確化、④監査役等とのコミュニケーション項目の明瞭化等を図ったものである。



本公開草案は、平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用されることが提案されている。コメントの締切りは平成27年3月27日である。

### (5) 監査基準委員会研究報告「監査品質の枠組み」の公開草案の公表(平成27年2月26日 JICPA)

**本公開草案**は、監査人の監査品質の継続的な改善に資するため、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) において公表された“A Framework for Audit Quality”をもとに、我が国において監査品質に影響を及ぼす要因を取りまとめるべく検討を行ったものである。また、会社法の改正及びコーポレート・ガバナンス・コードの原案が公表されたことに伴い、今後、監査品質及び監査品質に影響を及ぼす要因に関する議論の機会が増えることが想定されることから、そのような監査の利害関係者における議論に資することも期待されている。



コメントの締切りは平成27年3月27日である。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)へ](#)

## 2. 修正国際基準

### ■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

#### 【最終基準】

該当なし

#### 【公開草案】

該当なし

### ■ 修正国際基準の設定を巡る動向

2015年2月5日に[第22回](#)IFRSのエンドースメントに関する作業部会(以下「作業部会」という)が開催された。この作業部会では、前回に引き続き、2014年7月に公表された修正国際基準の公開草案に寄せられた[コメント](#)への対応が検討された。

今回の作業部会で、作業部会における検討は終了した。今後は、ASBJにおいて、修正国際基準の公表に向けて検討が行われる予定である。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)へ](#)

## 3. IFRS

### ■ 会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

#### 【最終基準】

該当なし

## 【公開草案】

公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」の公表(2015年2月10日 IASB)

本公開草案は、負債の流動・非流動の分類に関するIAS第1号「財務諸表の表示」の規定を見直し、以下を明確化することを提案している。

- 負債の流動・非流動の分類が、報告期間の末日において存在する権利に基づいて行われること
- 負債の決済と、企業からの資源の流出との間の関連付け



適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定される予定である。適用方法は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することが提案されている。早期適用は認めることが提案されている。コメントの締切りは2015年6月10日である。

### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年2月16日発行)

## ■我が国の任意適用制度に関する諸法令等(金融庁)

『『連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件』の一部改正(案)」の公表(平成27年2月17日 金融庁)

本改正案では、IASBが平成26年7月1日から12月31日までに公表したIFRS第9号「金融商品」を含む国際会計基準を指定国際会計基準に含めることが提案されている。



本改正案は、公布の日から適用することが提案されている。コメントの締切りは平成27年3月18日である。

### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年2月18日発行)

## ■IASBと我が国の任意適用制度を巡るその他の動向

(1) 河野正道氏がIFRS財団モニタリング・ボードの議長に再任(2015年2月3日 IFRS財団モニタリング・ボード)

IFRS財団の監督機関であるモニタリング・ボードは、2015年2月3日に、河野正道氏をモニタリング・ボードの議長に再任したと発表された。同氏は金融庁の金融国際審議官を務めている。

河野氏の議長としての任期は2015年2月とまでとなっていたが、この再任により、2017年2月まで延長された。

(2) 熊谷五郎氏がIASB諮問会議の副議長に就任(2015年2月23日 IFRS財団)

IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会は、2015年2月23日に、熊谷五郎氏をIFRS諮問会議(IFRS Advisory Council)の副議長に指名したと発表した。

熊谷氏は、日本証券アナリスト協会の代表としてIFRS諮問会議のメンバーを務めている。また、同氏は、みずほ証券株式会社経営調査部の上級研究員であり、京都大学の経営管理大学院で客員教授を務めている。

IFRSについての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

## 4. 米国基準

### ■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU))】

第2015-02号「連結(Topic 810):連結範囲の分析に関する改訂」の公表(2015年2月18日 FASB)

本ASUにより、以下の項目に関する連結の評価方法が変更された。

- リミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を連結するか否か
- 意思決定者またはサービス提供者への報酬が変動持分事業体(variable interest entity, VIE)の変動持分であるか否か
- 報告企業の関連会社が保有するVIEの変動持分により、当該VIEを連結することが求められるか否か

従来、ASU第2010-10号<sup>1)</sup>により、特定の投資会社及び類似の事業体については、FASB基準書第167号「FASB解釈指針第46号(改訂版)の改訂」<sup>2)</sup>の適用が先送りされていたが、本ASUにより、適用先送りに関する規定は廃止された。また、1940年投資会社法Rule2a-7または類似の規則が適用されるマネー・マーケット・ファンドについては連結基準の適用から除外された。



本ASUは、公開営利企業に対して、2015年12月16日以降開始する期中及び年次報告期間から適用される。その他の企業に対しては、2016年12月16日以降開始する年次報告期間及び2017年12月16日以降開始する年次報告期間にに含まれる期中報告期間から適用される。早期適用は認められる。

1 ASU第2010-10号「特定の投資ファンドに関する改訂」  
2 ASU第2009-17号「変動持分事業体に関する企業の財務報告の改善」

### 【あずさ監査法人の関連資料】

本記事に関連するDefining Issuesを近日中に公開する予定です。あずさ監査法人のHPをご確認ください。

### 【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

ASU案「区分処理される組込デリバティブを含む複合金融商品の開示」の公表(2015年2月24日 FASB)

本ASU案は、区分処理される組込デリバティブと、その組込デリバティブに関連する主契約とを紐付ける情報を開示することを企業に要求することを、提案している。現行のU.S. GAAPでは、区分処理される組込デリバティブは、デリバティブに関する一般的な開

示規定の適用範囲に含まれているが、組込デリバティブと、それに関連する主契約を明確に紐付ける情報を開示することは、要求されていない。



適用日は、市場関係者からのコメントを検討した後に決定される。コメントの締切りは2015年4月30日である。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

## ■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

### 【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2015年1月 IASB会議速報](#)



## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- [あずさ監査法人トップページ](#) ([Link](#))
- [日本基準](#) ([Link](#))
- [修正国際基準](#) ([Link](#))
- [IFRS](#) ([Link](#))
- [米国基準](#) ([Link](#))